

看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第14条第1項の規定により都道府県ナースセンターとして指定した公益社団法人香川県看護協会から、同条第4項の規定に基づき、次のとおり名称及び事務所の所在地の変更について届出があった。

平成24年5月11日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 変更後の名称

公益社団法人香川県看護協会

2 変更後の事務所の所在地

高松市国分寺町国分152番地4 公益社団法人香川県看護協会看護研修センター内

3 変更年月日

平成24年4月1日